

○令和4年度における新型コロナウイルス感染症の影響による学生の身分等に関する特別措置について

〔 令和4年1月27日
学 長 決 定 〕
改正 令和 4年 2月24日

令和4年度における新型コロナウイルス感染症の影響による学生の身分等に関する特別措置について

(目的)

- 1 この決定は、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者等の経済状況が悪化したこと、十分な学修環境の確保が困難な場合があること、外国人留学生等の渡日又は学生の帰国若しくは留学が困難となったこと等の事由により、学生が様々な不利益を被る可能性があることに鑑み、令和4年度における学生の身分その他学生の修学上必要な事項を定める法人規則等の特別措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(休学に関する特別措置)

- 2 学生から、新型コロナウイルス感染症の影響による事由により休学の願出があった場合は、学群、総合学域群、学術院又はグローバル教育院（以下「教育組織等」という。）の長が認めるときに限り、休学期間の開始日を願出のあった日の属する学期の始め又は途中で遡って許可することができるものとする。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響による事由による休学期間は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第48条第1項ただし書及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号）第54条第1項ただし書に規定する期間に1年を加えた期間を超えない範囲内で、その延長を許可又は命ずることができる。ただし、休学期間の延長に係る許可又は命令は、1回の延長につき1年以内の期間でこれを行うものとする。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響による事由による休学期間は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第48条第2項及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号）第54条第2項に規定する休学期間には、算入しない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の影響による事由により休学を許可された学生から、休学の取消しの願出があった場合は、教育組織等の長が認めるときに限り、当該休学の全部又は一部を取り消し、復学させることができるものとする。
- 6 留学を目的として休学を許可された学生から、新型コロナウイルス感染症の影響で留学が困難となったことにより休学の取消しの願出があった場合は、教育組織等の長が認めるときに限り、当該休学の全部又は一部を取り消し、復学させることができるものとする。
- 7 前2項の規定により復学した学生は、取り消された休学期間に係る授業料を納付しなければならない。

(長期履修に関する特別措置)

- 8 学生から、新型コロナウイルス感染症の影響による事由により長期履修の申請があった場合は、学期の区分に応じて学群、学術院又はグローバル教育院の長が認めた期間に限り、長期履修を許可することができるものとする。最終年次の学生についても同様とする。

(在学年限に関する特別措置)

- 9 新型コロナウイルス感染症の影響による事由により、在学年限を超える見込みである学生から在学年限の延長の申出があった場合は、学群、学術院又はグローバル教育院の長が認めた期間に限り、在学年限を延長することができるものとする。

(入学時期に関する特別措置)

- 10 新型コロナウイルス感染症の影響による事由により、学生（入学を許可された者を含む。）から入学時期を変更したい旨の申出があった場合であって教育組織等の長が認めたときは、原則として10月1日又は当該日の属する年の翌年4月1日に、入学時期を変更することができるものとする。

(授業料の免除及び徴収猶予に関する特別措置)

- 11 第2項の規定により遡って許可された休学期間に係る授業料は、原則として免除しない。ただし、休学を許可された日が授業料の納付期限前であるときその他教育担当副学長が特に認めたときは、免除することができるものとする。
- 12 学生から、新型コロナウイルス感染症の影響による事由により納付期限までに入学料又は授業料の納付が困難である旨の申請があった場合は、第1期に係る授業料にあつては8月末日まで、入学料及び第2期に係る授業料にあつては2月末日まで、その徴収を猶予することができるものとする。

(他大学又は外国の大学等における授業科目の履修に関する特別措置)

- 13 学生は、他大学又は外国の大学等の授業科目をオンラインで履修する場合には、事前にクラス担任教員、指導教員等と履修計画等について相談の上、当該履修の開始の日前までに教育組織等の長に届け出るものとし、この場合における当該授業科目の履修期間は、概ね1年以内とする。
- 14 前項の規定により他大学又は外国の大学等の授業科目をオンラインで履修した学生は、当該履修の終了後、別に定める単位認定申請書又はオンライン履修報告書を教育組織等の長に提出しなければならない。

附 記

(施行期日)

- 1 この決定は、令和4年1月27日から実施する。
(令和3年度における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生の身分等に関する特別措置についての廃止)
- 2 令和3年度における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生の身分等に関する特別措置に

ついて（令和3年3月18日学長決定）は、令和4年3月31日をもって廃止する。

（経過措置）

- 3 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の学生については、この決定を準用する。この場合において、第2項中「学群、総合学域群、学術院又はグローバル教育院」とあるのは「学群、総合学域群、学術院、グローバル教育院又は研究科」と、第8項及び第9項中「学群、学術院又はグローバル教育院」とあるのは「学群、学術院、グローバル教育院又は研究科」と読み替えて適用する。

附 記（令4. 2. 24）

この決定は、令和4年4月1日から実施する。